医療機関オンライン化支援事業補助金交付要綱

第１ 趣旨

知事は、小児慢性特定疾病児童等データベースに対する医療意見書のオンライン登録の促進を図るため、データベースに接続するための環境整備を行う医療機関に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第２　定義

(1)　この要綱において「医療機関」とは、静岡県内（静岡市及び浜松市の区域を除く。）において、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の３第１項に規定する指定医が勤務する医療法（昭和23年法律第205号）第７条の規定に基づき許可を受けた病院、診療所並びに医療法第８条の規定に基づき届出をした診療所をいう。

(2)　この要綱において「医療意見書」とは、児童福祉法第19条の３第１項に規定する診断書をいう。

(3)　この要綱において「小児慢性特定疾病児童等データベース」とは、指定医が、小児慢性特定疾病患者の医療意見書に記載する臨床情報等を登録し、収集した情報による小児慢性特定疾病の研究に有効活用するため、厚生労働省が整備を進めているデータベースをいう。

(4)　この要綱において「オンライン登録」とは、指定医が、インターネットを経由して、医療意見書に記載する臨床情報等を小児慢性特定疾病児童等データベースに登録することをいう。

第３　補助の対象及び補助額

別表に掲げるとおりとする。ただし、臨床調査個人票電子化等推進事業費補助金交付要綱（令和５年７月31日付け医疾第413号静岡県健康福祉部長通知）に基づく補助金の交付を受けた場合は対象としない。

第４　交付の申請

　(1)　提出書類　各１部

　　ア　交付申請書（様式第１号）

　　イ　事業計画書（様式第２号)

　　ウ　経費所要額調（様式第３号)

　　エ　収支予算書（様式第４号）

　　オ　その他参考となる資料（見積書等）

　(2)　提出期限

　　　別に定める日まで

第５　交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

　(1)　次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受け

なければならないこと。

ア　補助事業の内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をしようとする場合

イ　補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

　(2)　補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった

場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。

　(3)　補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

　(4)　知事の承認を受けて(3)の財産を処分することにより収入及び補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがあること。

　(5)　補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。

　(6)　補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、これらの帳簿及び関係書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しなければならないこと。

第６　変更の承認申請

提出書類　各１部

ア　変更承認申請書（様式第５号）

イ　変更事業計画書（様式第２号）

ウ　変更経費所要額調（様式第３号）

エ　変更収支予算書（様式第４号）

オ　その他参考となる資料

第７　実績報告

(1)　提出書類　各１部

ア　実績報告書（様式第６号）

イ　事業実績書（様式第２号）

ウ　経費所要額精算書（様式第３号）

エ　収支決算書（様式第４号）

オ　契約書類等の根拠書類（支払った金額が確認できる契約書・納品書等の写し）

カ　その他参考となる資料

(2)　提出期限

　　　別に定める日まで

第８　請求の手続

(1)　提出書類　１部

請求書（様式第７号）

(2)　提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

第９　書類の提出

　　　この要綱に基づき知事に提出すべき書類は、静岡県健康福祉部こども未来局こども家庭課母子保健班に提出するものとする。

第10　消費税仕入控除税額等に係る取扱い

　　　補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1)　交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

　　 当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方

税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2)　実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

　　 実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（(1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金額から減額して報告すること。

(3)　消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

　　 (2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告によ

り当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（(1)又は　(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第８号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

附 則

この要綱は、令和７年２月３日から施行し、令和６年度分の補助金から適用する。

別表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 基準額 | 対象経費 | 補助額 |
| 医療機関オンライン化支援事業 | 指定医の勤務する１医療機関当たり100,000円 | 医療意見書の電子化等の環境整備に必要な需用費、役務費、委託料、備品購入費及び負担金 | 基準額と対象経費の実支出額とを施設ごとに比較していずれか少ない方の額と総事業費から寄附金その他収入額を控除した額とを比較していずれか少ない方の額に２分の１を乗じて得た額（算出された額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）  上限５万円 |